

[事案 17-4] 転換取消請求

- ・平成 17 年 5 月 17 日 裁定受理
- ・平成 18 年 5 月 29 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約転換時における重要事項の説明が不十分であったこと等を理由に、契約転換を無効とし転換前契約に戻すことを求め、裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

契約転換の際、当時の取扱担当者も「説明しなかったかもしれない」と認めるとおり、転換後の契約(定期付終身保険)が更新型で 10 年後に保険料が大幅に増加することや、契約転換によるデメリットなど契約内容の重要事項についての説明が不十分であったのみならず、説明内容の一部(特約の条件がよくなり毎月の保険料が安くなる以外、何も変わらない)は虚偽であった。

これは保険業法に定める募集人の禁止行為に当たるものであり、転換後契約を無効とし、転換前契約(定額個人年金保険)に戻してほしい。

< 保険会社側の主張 >

下記事由により、本契約の転換手続は正当かつ有効であると認識しているので、申し出には応じられない。

更新型であることや転換にともなう保障内容の変更についての説明義務は、取扱者によるご契約のしおり - 定款・約款、保険設計書、転換比較表等の提示と、それら資料に基づく説明により尽くしており、「担当者も説明しなかったかもしれないと認める」との申立人主張は、単に昔のことで覚えていないというだけであり、説明が不十分であったことや虚偽の説明があったことの根拠にはならない。申立人はご主人と相談のうえ契約転換を決めており、保障内容を詳細に検討した結果の契約転換であり、また契約転換後、毎年会社からは契約内容を記載した通知を郵送しており、申立人は転換後契約の保障内容等について承知していると判断される。

転換時から契約は有効に継続し申立人はその間保障を受けており、継続してきた契約について保険事故が発生していないから取り消してほしいとの申し出に応じることは、取引の安全性等の観点からも容認しがたい。

転換後の契約内容について一部虚偽説明があったと申立人は主張しているが、転換後の設計書には、保障内容が転換前の契約と変わることは明確であることや更新後の保険料も記載されており、取扱者が事実を隠したまま契約させることは現実に無理である。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、当事者双方から提出された書面および当事者双方の転換時の募集状

況等に関する事情聴取の内容にもとづき審理を進め、和解の斡旋を行った結果、 和解成立日に転換後契約を転換前契約と全く同内容の年金契約に変更する、 申立人は転換前契約と転換後契約の差額保険料等を和解金として支払う、等を内容とする和解契約書の調印をもって、円満に解決した。